

勝山小学校跡地の活用に関する
マーケットサウンディング（市場調査）

実施要領

令和 7 年 7 月
大阪市生野区役所

1 実施する趣旨・背景

生野区では、少子高齢化の急速な進行に伴い、区内の小学校では、昭和 50 年から 74% もの児童が減り、区の西部地域の学校では単学級（1 学年 1 クラス）の学年が多数を占めており、子どもの教育環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、大阪市（以下、「本市」という）では、「大阪市立学校活性化条例」に基づき学校配置の適正化に取り組んでいますが、生野区西部地域の学校再編は規模が非常に大きく、地域において子育て世代の流出やまちの衰退を懸念する声があがっているほか、区西部地域は密集住宅市街地であり、災害時避難所として校地・校舎を残す必要があること、学校が地域コミュニティ・地域活動の拠点であったこと等から、跡地活用の考え方の構築が急務となっていました。

そこで、こうした生野区の抱える課題や地域の懸念の解消とともに、これまでの学校の避難所機能は備えつつ、将来のまちの活性化につながる持続可能な学校跡地運営を含む一体的なまちづくりを、公民連携・市民協働で実現していくためのプロセスとして、「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想」（以下、まちづくり構想という）を令和元（2019）年 6 月に策定し、以降、このまちづくり構想を基に各小学校の具体的な活用方針を示すための活用計画等の策定に向けて取組を進めてきました。

この「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想」の考え方や、これまで地域とともに検討した勝山小学校の跡地活用方針である「勝山小学校跡地活用計画（案）」を踏まえ、事業者等が学校跡地を利活用の上、運営することを想定した公募を予定しています。

そこで、「勝山小学校跡地活用計画（案）」をもとに、勝山小学校における跡地の利活用について、上記公募に向けて事業者からの幅広い事業アイデアや、事業条件についての意向等を把握することを目的に、マーケットサウンディングによる調査を実施します。

2 調査対象の概要



(1) 勝山小学校の概要

所在地	大阪市生野区勝山南1丁目3番5号 (大阪市生野区勝山南1丁目37番4外)
土地所有者	大阪市
敷地面積	学校用地 7,828 m ² ※・公衆用道路 762 m ² (公簿面積) ※うち建築可能面積 7,741.26 m ²
用途地域	第1種住居地域 ※複数の用途地域にまたがる(第1種住居地域/準住居地域) 対象地のため、敷地全体の用途制限は、面積が過半を占める 第1種住居地域となります。
防火地域	準防火地域
容積率/建ぺい率	300% / 80%
高さ制限	道路斜線: 第1種住居地域/準住居地域 勾配 1.25 隣地斜線: 第1種住居地域/準住居地域 勾配 1.25
土壌汚染	土地履歴調査の結果、土壌汚染の恐れはありません。
施設	本件土地の校舎等については、貸付前に、本市において解体する 予定です。
地中障害物の状況	校舎の基礎は GL-30 cm の範囲で撤去を行う予定です。また、 旧校舎等の基礎等を存置しています。 (本市で行う解体撤去工事の範囲の概略を示した資料を提供可 能です。なお、当該資料はあくまでも参考資料であり実態と異な る場合があります。)
埋蔵文化財包蔵地	「勝山北遺跡」の範囲に該当 ※本市で令和8年度中に埋蔵文化財試掘調査を実施します。
道路の概要	東側: 幅員 4m 未満市道 西側: 幅員約 5m 私道 南側: 幅員約 4m 私道 北側: 幅員約 5m 私道
避難所指定	災害対策基本法による指定避難所・指定緊急避難場所
アクセス	・ JR 大阪環状線 桃谷駅 南へ約 0.5 km ・ JR 大阪環状線 寺田町駅 北へ約 0.7 km ・ 大阪シティバス 勝山北一丁目 バス停西へ約 0.3 km

(2) 勝山小学校周辺地域の特徴

勝山小学校周辺地域は生野区の南西部に位置し、北端には桃谷駅前商店街を始めとした約 0.5 km に及ぶ商店街があり、南端には国道 25 号線が走り、南は阿倍野区と、西は天王寺区と隣接している。小学校から 1 km 圏内に JR 桃谷駅と JR 寺田町駅があるほか、小学校から 1.5 km 圏内に大阪市南部の交通ターミナルである天王寺駅があ

る。さらに、小学校のすぐ北には幹線道路である勝山通が通っており、交通の利便性に優れた地域である。

また、小学校周辺には私立幼稚園や私立中学校、私立高等学校が立ち並び、学びの場に適した文教地域となっている。

3 求める提案内容

「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想」の趣旨を踏まえた提案とし、実現に向けて幅広い利活用のアイデアを求めます。なお、提案にあたっての各種条件は次のとおりです。

(1) 現状と求める提案の概要

勝山小学校は勝山地域の地域防災拠点であり、一時避難場所、水害時一時避難場所、災害時避難所として指定しています。また、普段から地域防災訓練や各種地域活動での使用、選挙実施時には投票所として定期的に使用しています。

事業者には、本市で勝山小学校の校舎等を解体撤去したのち、事業者の事業の用途に使用する建物を建設いただくことを想定しています。そして、その建物の一部に避難所などの機能を確保していただき、発災時には、災害時避難所として使用可能なスペースや避難所運営事務所スペース、平常時には地域コミュニティの拠点として使用できるスペース、また選挙実施時には投票所スペースを確保いただき、さらには備蓄倉庫として発災時や平常時を問わず使用できるスペースを確保することを条件とした場合、どのような事業用途で活用できるのかをご提案いただきます。各種条件の詳細は以下のとおりです。

(2) 前提条件

- ・本市で勝山小学校の校舎等を解体撤去の上、更地での貸与とします（要領2ページ「地中障害物の概要」参照）。
- ・使用権原として、対象用地は事業用定期借地（10年以上50年未満）とします。期間満了後に土地を返還する際には、完全な更地の状態での返還とします。
なお、他に有益と思われる提案があれば、別途お示しください。
- ・都市計画・開発許可や大規模建築物事前協議などに関する諸規制などについては、あらかじめ事業者において確認（詳細はP10～11をご覧ください。）をしたうえで、実現可能な提案をしてください。

(3) 必須条件（防災・避難所機能の確保）

地域防災拠点として、次に記載の防災拠点機能（災害時避難所スペース、避難所運営事務所スペースなど）を確保することとし、災害発生時には即時に開放することを利用条件とします。開放するスペースについては、大阪市地域防災計画に定める災害時避難所などに指定し、災害時避難所として供するスペースは、大阪市地域防災計画における災害時避難所の要件である「災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場」として活用します。このため、地域防災拠点としての機能が確保され、地域の防災資源として長く活用することが可能となる提案をしてください。

なお、災害時には、地上から容易にたどり着けるように動線を確保するとともに、高齢者や障がい者などの受け入れにも対応した、バリアフリーなものとしてください。また、事業者が計画する建物利用者及び従業員等の避難スペースについては、上記の避難スペースとは別に確保する提案をしてください。

ア 災害時避難所スペース

- ・690人分の避難所スペースとして以下のスペースを開放してください。

○避難者居室

- ・災害により自宅での生活ができなくなった方が避難生活を行う施設として、1,322 m²以上を開放してください。
- ・複数箇所設置による面積確保も可とします。

○その他スペース

- ・上記のほか、床面積 64 m²以上の4室を開放してください。

※災害発生時に即時開放できるよう、平常時は可動式の物品（机、椅子等）のみ設置可とします。

※平常時は事業者による活用も可とします。ただし、防災訓練時には開放（年2回程度）してください。

イ 避難所運営事務所スペース

- ・床面積 64 m²以上の1室を開放してください。

※災害発生時に即時開放できるよう、平常時は可動式の物品（机、椅子等）のみ設置可とします。

※平常時は事業者による活用も可。ただし、防災訓練時には開放（年2回程度）してください。

ウ 備蓄倉庫

- ・床面積 64 m²、天井高 2.8m相当の容積以上の施設が可能な1室を開放してください。

※当該箇所は、事業者による活用を不可とし、平常時においても備蓄物資などの確認のため本市職員などが立ち入る場合があります。

※「ア 災害時避難所スペース」「イ 避難所運営事務所スペース」から近い場所に設置してください。

エ 一時避難場所

- ・大規模地震時などの一時的な避難先として、災害の危険が及ばない屋外に2,330 m²以上を開放してください。

オ 水害時一時避難場所

- ・河川氾濫（洪水）などの一時的な水害時避難先として、建物内の 706 m²以上を開放してください。
- ・原則として、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とします。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても可とします。
- ・当該地の浸水想定を踏まえ、GL50 cm以上の高さの場所としてください。
- ・「ア 災害時避難所スペース」がこれらの条件を満たす場合は、水害時一時避難場所としての用途を兼ねることができることとします。

（その他）

- ・「ア 災害時避難所スペース」「イ 避難所運営事務所スペース」「ウ 備蓄倉庫」については、当該地の浸水想定を踏まえ、GL50 cm以上の高さの場所とする。ただし、なるべく低層階であることが望ましい。
- ・災害時の避難者が利用できるトイレとして、少なくとも男性用・女性用、それぞれ7基以上（洋式トイレ）、バリアフリートイレ2基以上を設置する。トイレの設置箇所については、「ア 災害時避難所スペース」から容易にたどり着ける場所に設置してください。バリアフリートイレは、「ア 災害時避難所スペース」の設置階それぞれに1基以上設置することが望ましい。
- ・「ア 災害時避難所スペース」「イ 避難所運営事務所スペース」には空調（冷暖房）設備を設置し、本市・地域が使用できることとします。
- ・インフラは、電気、ガス、水道、電話、およびWi-Fiを確保してください。（災害時に本市・地域が使用し、災害時の使用料は本市負担とします。平常時の使用料は事業者において負担してください。）
- ・アからエなどの使用料について、本市及び地域は、災害時のインフラ使用料を除き、無償で使用できることとします。
- ・敷地内または施設の一部を使用して、防災スピーカー（防災行政無線）を設置する場合があります。
- ・施設内に、災害時における通信手段の確保のため、特設公衆電話設置のための回線構築工事を行ってください。
- ・その他、非常時の迅速な避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、施設・設備等の使用にできる限り協力してください。
- ・学校跡地の活用・運営が開始されるにあたり、上記避難所の開設や運営をはじめ、平時からの地域防災訓練等、学校跡地が地域の防災拠点として機能していくために、事業者・地域・本市の三者で構成される協議会を設置し、災害時の対応や運営の取り決めについて平時から協議していく体制を作ることとします。

なお、避難所として開設する期間は、これまでの災害では最大3ヶ月であり、以降、個々の避難者は別途広域避難所へと避難することが想定されますが、想定外の規模の災害が起きた場合の避難所の開設期間については、事業者と本市の協議の上決めていくこととします。また、避難所としての開設期間中の相当分の貸付料や維持管理費用については、基本的に本市側の負担としますが、具体的な補填対象については、事業者と本市の協議の上決めていくこととします。

【参考】大阪市地域防災計画＜共通編・対策編＞（令和7年3月）（抜粋）

第9節 避難施設

9-2 避難所

（2）災害時避難所

区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア 災害時避難所の要件

（ア）地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡につき1人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が50人未満の施設も可能とする。

（イ）学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき1人として受入可能人数を算出するものとする。

- ・普通教室 有効率 70%
- ・廊下 有効率 50%
- ・屋内運動場 有効率 80%

（ウ）感染症まん延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。

（エ）確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

(4) 必須条件（地域コミュニティ機能の確保）

これまで学校を活用して行われてきた、お花見会、たそがれコンサート、駄菓子まつり、もちつき大会などの地域行事の活動スペースとして、次に記載の活動場所を確保することとし、地域行事開催時には開放することを利用条件とします。

本市が実施する生涯学習ルーム事業※1 および学校体育施設開放事業※2 は、東桃谷小学校との再編後の学校等に移行します。

なお、学校跡地となって以降、新たな地域活動が発生する場合などは、事業者・地域・本市の三者から構成・設置される協議会において情報交換・協議・検討することとします。

そのため、運営事業者からの活用提案にあたり、事業者活用スペース等における新たな地域活動のため利用機会の提供（団体利用）や事業者・地域との合同イベント、また近隣幼稚園の運動会等イベントでの利用機会の提供（地域貢献）などの提案を求めることとします。

※1 生涯学習ルーム事業…小学校の教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動や交流の場を提供している。

※2 学校体育施設開放事業…小・中学校の体育施設を地域に開放することにより、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供している。

ア 地域活動スペース（屋外）

・お花見会、たそがれコンサート、駄菓子まつり、もちつき大会などの地域行事の活動スペースとして、屋外のまとまったスペースを確保し、開放（年5回程度）してください。

※「ア 地域活動スペース（屋外）」は、「3・(3)・エ 一時避難場所」と兼ねることは可とします。

イ 地域活動スペース（屋内）兼物品保管倉庫

・床面積 64 m²、天井高 2.8m相当の容積以上の施設が可能な2室を開放してください。

※当該箇所は、事業者による活用を不可とし、平常時においても物品の確認などのために地域住民などが立ち入る場合があります。

※「ア 地域活動スペース（屋外）」から近い場所に設置してください。

(その他)

・「イ 地域活動スペース（屋内）兼物品保管倉庫」については、当該地の浸水想定を踏まえ、G L 50 cm以上の高さの場所としてください。ただし、なるべく1階であることが望ましい。

- ・「イ 地域活動スペース（屋内）兼物品保管倉庫」には空調（冷暖房）設備を設置し、本市・地域が使用できるようにしてください。
- ・ア及びイの使用料について、本市及び地域は無償で利用できることとしてください。（トイレやインフラの使用料なども含む）
- ・学校跡地の活用・運営が開始されるにあたり、上記地域コミュニティ機能を引き続き確保していくために、事業者・地域・本市の三者で構成される協議会を設置し、平時から協議していく体制を作ることとします。

（５）必須条件（選挙時における投票所の確保）

選挙時（投票日前日及び当日）には、投票所及び従事者用控室として、次に記載の場所を確保することとし、本市に開放することを利用条件とします。また、投票日当日は多くの有権者の方が来られるため、選挙執行に支障が生じるとされる施設の使用は不可とします。

ア 投票所

- ・床面積 150 m²以上の 1 室を開放してください。
- ※選挙時に即時開放できるよう、平常時は可動式の物品（机、椅子等）のみ設置可とします。
- ※平常時は事業者による活用も可とします。

イ 従事者用控室

- ・床面積 40 m²程度の 1 室を開放してください。
- ※選挙時に即時開放できるよう、平常時は可動式の物品（机、椅子等）のみ設置可とします。
- ※平常時は事業者による活用も可とします。
- ※「ア 投票所」から近い場所に設置してください。

（その他）

- ・「ア 投票所」「イ 従事者用控室」については、当該地の浸水想定を踏まえ、G L 50 cm以上の高さの場所としてください。ただし、なるべく 1 階であることが望ましい。
- ・施設入口から「ア 投票所」までスムーズな動線（車椅子などのバリアフリー対応など）としてください。
- ・「ア 投票所」「イ 従事者用控室」には空調（冷暖房）設備を設置し、本市が使用できるようにしてください。
- ・投票箱などの選挙物品の搬入を投票日前日以前に行うので、できる限り協力してください。
- ・選挙当日の夜間に撤収作業が可能であるようにしてください。

- ・その他、選挙事務の執行が円滑に行えるよう、できる限り協力してください。
- ・ア及びイの使用料について、本市は無償で可以使用することとします。（トイレやインフラの使用料なども含む）
- ・学校跡地の活用・運営が開始されるにあたり、上記選挙時の使用を引き続き確保していくために、事業者・地域・本市の三者で構成される協議会を設置し、平時から協議していく体制を作ることとします。

4 提案にあたっての基本事項

(1) 基本事項

- ア 本市の費用負担は無いものと想定してご提案ください。
- イ 「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想」の趣旨及び「勝山小学校跡地活用計画（案）」における考え方・要件・条件等を踏まえつつ、学校跡地の利活用内容をご提案ください。
- ウ 勝山小学校の跡地活用において特に望まれる要件である、地域と共存共栄し、地域活性化や交流に寄与する学校など 「様々な学びの場」や「多世代の繋がりを育む憩いの場」となるような提案をしてください。
- エ 活用内容・災害時対応・管理運営などに関する事項について、現時点において想定する可能な範囲で具体的にご提案ください。
- ・対象用地・施設などの活用案
 - ・地域防災拠点機能確保の方策
 - ・積極的に求める提案に対するお考え【事業者活用スペース等における新たな地域活動のため利用機会の提供（団体利用）や事業者・地域との合同イベント、また近隣幼稚園の運動会等イベントでの利用機会の提供（地域貢献）など】
 - ・事業用定期借地権などの設定から開業までのスケジュール
 - ・その他ご提案、ご要望（提案する活用案を実現するために大阪市に求める条件）
- エ 提案書の作成にあたっては、関連法令及び本市の条例、要綱、要領等（以下「法令等」という。）により定められた土地利用上の諸規制を満たしたものとしてください。提案内容が法令等を遵守したものであることについて、提案者自ら確認をお願いします。
- オ 土地利用に係る諸規制などについては、下表に基づき確認をお願いします。なお、問合せの際は、本件応募に係る確認であることをお申し出ください。

土地利用にかかる諸規制等についての主な問合せ先は以下のとおりです。

想定される問合せ内容	問合せ先	電話番号
・開発許可の要否 ・大規模建築物の建設計画にかかる事前協議の要否	計画調整局 開発調整部開発誘導課※ （大阪市役所本庁舎 7 階）	06-6208-9285

想定される問合せ内容	問合せ先	電話番号
・用途規制 ・建ぺい率・容積率の制限 ・高さ制限 ・日影規制の有無 ・接道 など	計画調整局 建築指導部建築確認課 (大阪市役所本庁舎 3 階)	06-6208-9291

※計画調整局開発調整部開発誘導課へは、事前に電話にて連絡をお願いします。

(2) 事業収支計画

上記「3 求める提案内容」を前提として、概算の事業収支計画を、想定する可能な範囲でご提案ください。基本事項は以下のとおりです。

- ア 支払賃料（月額）については、当該物件の路線価などを踏まえつつ、事業実現性のある提案としてください。なお、今後予定される本跡地活用事業者公募の際の支払賃料の予定価格は、公募条件などを踏まえた不動産鑑定評価に基づき算出することを予定しています。
- イ 運営スキームとしては、基本的に、ひとつの事業者（法人もしくは法人グループ）が土地所有者である本市から跡地全体を借り上げて運営する形態とし、転貸は原則として禁止とします。ただし、貸付の趣旨に相応しいものとして、事前に本市が承認した場合に限り、必要最小限の範囲で第三者への転貸を可能とします。（賃借権の第三者への譲渡は原則禁止）
- ウ 施設全体の維持管理費、光熱水費及び法定点検費については事業者が全て負担するものとします。
- エ 費用負担領域については、「勝山小学校跡地活用計画（案）」P17 をご参照ください。なお、敷地境界線の後退に必要な改修等は事業者において実施いただきます。改修等に要する費用は、改修費相当額を貸付期間における賃料総額より差し引くものとして取り扱う見込みです。なお、改修等は大阪市建設局田島工営所（Tel：06-6751-5000）と協議のうえ進める必要があります。
- オ 貸付期間には、事業実施に向けた施設整備等に要する期間及び契約終了に伴う必要な撤去等に要する期間を含みます。

5 対話内容（予定）

ご提出いただく提案書に基づき、次の点についてお聞きする予定です。

- (1) 提案に至った背景、想定する活用内容の概要、災害時対応などについて
- (2) 事業収支について
- (3) 市場における対象物件の評価、魅力について
- (4) 活用にあたっての参加意欲や本市に求める条件などについて

6 マーケットサウンディングのスケジュールと今後の進め方

(1) 調査の対象事業者

「4 (2) 事業収支計画」に記載の運営スキームのもと、本学校跡地の利活用内容を提案し、かつ実行する意向・意欲を有する法人または法人グループとします。

(2) スケジュール

内 容	日 程
① マーケットサウンディング実施の公表	令和7年7月3日(木)
② 説明会の開催（動画配信）	令和7年7月7日（月）～
③ 質問の受付期限	令和7年7月31日(木)
④ 質問に対する回答	令和7年8月13日(水)
⑤ 対話参加申込書（調査票）の受付期限	令和7年8月29日(金)
⑥ 提案者との対話の実施	令和7年9月2日(火)から 令和7年9月9日(火)まで
⑦ 提案結果のとりまとめ、公表	令和7年9月25日（木）（予定）

(3) 今後の進め方

① マーケットサウンディングの実施を公表

- ・ 報道発表や生野区役所ホームページへの掲載など広く提案・対話参加事業者を募集します。

② 説明会の開催（動画配信形式）

- ・ 説明会は動画配信形式により行います。
- ・ 説明資料及び説明動画は、令和7年7月7日（月曜日）から生野区役所ホームページに掲載します。

③ マーケットサウンディングに関する質問

- ・ 別紙1「マーケットサウンディングに関する質問用紙」に記入の上、件名を「【勝山小学校跡地】マーケットサウンディング質問」とし、令和7年7月31日（木曜日）17時30分までに電子メールにより連絡先メールアドレス宛に提出してください。電話・FAXや来訪などによる質問は受付いたしません。
- ・ 回答は令和7年8月13日（水曜日）頃、生野区役所ホームページ上に掲載予定です。

④ 対話参加申込書（調査票）の受付

- ・ マーケットサウンディングに参加する場合、別紙2「対話参加申込書(調査票)」に記入の上、件名を「【勝山小学校跡地】対話参加申込書(調査票)」とし、令和7年8月29日(金曜日)17時30分までに連絡先メールアドレス宛に提出してください。

⑤ 対話の実施

- ・ ご提出いただいた対話参加申込書(調査票)をもとに、令和7年9月2日(火曜日)から9月9日(火曜日)までの間に対話を実施します。
- ・ 対話の方法については、直接の対話に加え、必要に応じてMicrosoft Teams を用いた Web 会議による対話方式などを予定しています。
- ・ 実施方法、日時及び場所等の詳細は個別に調整させていただきます。

⑥ マーケットサウンディング実施結果の公表

- ・ マーケットサウンディング実施結果については、概要を生野区役所ホームページ等で公表します。公表にあたっては、あらかじめ参加事業者に公表内容の確認を行います。
- ・ 参加事業者の名称は非公表とします。また、参加事業者のノウハウを保護するために、具体的な事業計画等についても非公表とします。

⑦ その他留意事項

- ・ 対話については、対話参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のために個別に非公開で行います。
- ・ 対話参加に要する費用(書類作成、参加費用、報酬など)は、対話参加事業者の負担となります。また、対話への参加や結果に対する報酬の提供はありません。
- ・ 対話に参加できる人数は1グループ4名までとし、所要時間は1グループ60分以内を目安とします。
- ・ 必要に応じて後日に追加での対話(文書照会を含む)を実施させていただくことがありますのでご協力をお願いします。
- ・ 本学校跡地の利活用に関する事業者の公募等が行われた場合、本マーケットサウンディングへの参加実績は優位性を持つものではありません。
- ・ 本調査の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者に対する対話を実施しない場合があります。
- ・ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者については対話の対象者として認めません。

7 その他

(1) 連絡先

大阪市生野区役所地域まちづくり課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

電話：06-6715-9017 ファックス 06-6717-1163

連絡先メールアドレス：ikunoevent@city.osaka.lg.jp

(2) 地域情報等

地域情報等については「マップナビおおさか」でご確認ください。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>